

白山市地産地消推奨店 登録要項

白山市では、市内において、白山市産品（市内で生産された農林水産物およびその加工品）を積極的に販売、活用する店舗等を「白山市地産地消推奨店」として登録し、消費者が一目で白山市産品の取り扱いが分かるようにすることで、更なる消費拡大と地産地消の推進を図ります。

対象となる店舗

- ① 白山市内の農林水産物直売所及び小売店で下記登録基準を満たすもの
- ② 白山市内の宿泊施設、飲食店で、下記登録基準を満たすもの

推奨店の登録基準

登録基準については、次のとおりです。

共通事項	①地産地消の推進に賛同し、自ら積極的にPRを行うことが確実であること。 ②白山市産品を販売または使用しており、直接消費者に提供する店舗等を有すること。 ③市より配布するPR資材を店舗等の中や周辺の見やすい所に掲げることを了承すること。 ④販売、使用している農林水産物やその加工品が白山市産品であることを商品ラベルやパッケージ、POP、メニュー等により、一目で消費者に分かるようにすること。 ⑤推奨店として、市ホームページ等で紹介することを了承すること。
○直売所 ○小売店	①白山市産品の「販売コーナー」を年間通じて常設して販売し、白山市産品であることを消費者に分かり易く表示、PRしていること。 ②白山市産品の販売を今後も増やしていこうという意欲があること。
○宿泊施設 ○飲食店	①提供する料理に食材として、白山市産品を年間通して使用し、白山市産品であることを消費者に分かりやすくメニュー等へ表示、PRしていること。 ②白山市産品の使用を今後も増やしていこうという意欲があること。

推奨店の登録受付

随時、受付します。



登録方法

「白山市地産地消推奨店 登録申請書」に必要事項を記入の上、地産地消課へ送付、若しくは持参してください。

(登録申請書は、地産地消課及びホームページから入手できます。)

登録費用

無 料

登録に際して

- ① 推奨店の登録期間は、登録日年度の3月31日までとし、期間終了後、登録取り消しの申し出がない場合は、登録を自動更新します。
- ② 推奨店は、毎年の白山市産品の販売、使用実績を1月31日までに市へ報告いただきます。
- ③ 推奨店は、自らの意思により、いつでも登録の取り消しを申請することができます。
- ④ 推奨店としてふさわしくない活動や登録基準に合致しなくなった場合には、登録を取り消す場合があります。
- ⑤ 登録いただいた情報は、本事業のみに使用します。

推奨店への登録後

- ① 「白山市地産地消推奨店」のぼり旗を配布します。
- ② 市ホームページに店舗等を掲載します。

お問い合わせ・お申込み先

白山市 産業部 地産地消課

〒924-8688

石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL 076-274-9522 FAX 076-274-4177

E-mail : chisanchisyou@city.hakusan.lg.jp



白山市農林水産物ブランドマーク
「白山めぐみん」

白山市地産地消推奨店登録申請書

令和 年 月 日

(あて名) 白 山 市 長

申 請 者	住 所	
	代表者氏名	
	連 絡 先	

白山市地産地消推奨店の登録について、次のとおり申請いたします。

なお、当店は白山市産品の地産地消の推進に努めてまいります。

1 申請店舗の概要

(1)店舗名称 (店舗代表者名)	
(2)所在地	
(3)連絡先等	TEL FAX
(4)ホームページ	無・有【アドレス 】
(5)業種	☐ 直売所 ☐ 小売店 ☐ 飲食店 ☐ 宿泊施設 ☐ その他 ()
(6)営業日等	(営業日、営業時間、定休日等を記入)
(7)店舗P R等 (50 字程度) ※PR文は、ホームページに掲載します。	※ホームページへ掲載希望する写真(店舗外観・料理等)がありましたら、添付してください。 (メールでの送信も可能です。)

2 主な白山市産品の販売・使用計画

品目(料理名・商品名)	期 間	主な仕入先	表示またはP R方法

白山市地産地消推奨店実績報告書

令和 年 月 日

販売・使用している白山市産品について、下記のとおり報告します。

店舗名称 (店舗代表者名)	
所在地	

主な白山市産品の販売、使用実績

品目・メニュー等	主な仕入先

地産地消推奨店についてご意見等ありましたらお書きください。